

2025年度保存版

ホッチキスを外して、ご利用ください

2025年度(2025年4月~2026年3月)

津幡町 母子健康カレンダー



3か月児 健康診査

受付：12時50分～ ※ 参照

対象児	実施日
2024年 12月生まれ	4月 15日(火)
2025年 1月生まれ	5月 20日(火)
2月生まれ	6月 17日(火)
3月生まれ	7月 15日(火)
4月生まれ	8月 19日(火)
5月生まれ	9月 9日(火)
6月生まれ	10月 21日(火)
7月生まれ	11月 18日(火)
8月生まれ	12月 9日(火)
9月生まれ	1月 20日(火)
10月生まれ	2月 10日(火)
11月生まれ	3月 10日(火)

1歳6か月児 健康診査

受付：12時50分～ ※ 参照

対象児	実施日
2023年 9月生まれ	4月 8日(火)
10月生まれ	5月 13日(火)
11月生まれ	6月 10日(火)
12月生まれ	7月 8日(火)
2024年 1月生まれ	8月 5日(火)
2月生まれ	9月 2日(火)
3月生まれ	10月 7日(火)
4月生まれ	11月 11日(火)
5月生まれ	12月 2日(火)
6月生まれ	1月 13日(火)
7月生まれ	2月 3日(火)
8月生まれ	3月 3日(火)

3歳児 健康診査

受付：12時45分～ ※ 参照

・視力と聴力検査は、必ずご自宅で実施してください。
・清潔な密閉容器に、当日の尿を入れてお持ちください。

対象児	実施日
2021年 11月生まれ	4月 22日(火)
12月生まれ	5月 27日(火)
2022年 1月生まれ	6月 24日(火)
2月生まれ	7月 29日(火)
3月生まれ	8月 26日(火)
4月生まれ	9月 30日(火)
5月生まれ	10月 28日(火)
6月生まれ	11月 25日(火)
7月生まれ	12月 16日(火)
8月生まれ	1月 27日(火)
9月生まれ	2月 17日(火)
10月生まれ	3月 17日(火)

9~11か月児 健康診査(個別健診)

母子健康手帳と併せてお渡しした「健康診査受診票」を利用して、医療機関で受診してください。

● 乳幼児健診 ■ サロン・相談

実施場所 福祉センター大ホール

持ち物 母子健康手帳
問診票(すこやか手帳内)
体重計用の敷物1枚
※バスタオル、おくるみなど

問診票は、赤ちゃん訪問もしくは転入時にお渡しします。必ず記入してお持ちください。

乳幼児健診 注意事項

※乳幼児健診など個人通知はしていません。対象の日時にお越しください。

※乳幼児健診に関しては、受付時間を生まれ日で区切っています。下記の二次元コードからご確認ください。

※体調不良などで受診できないときは、下記へご相談ください。

詳細は下記の二次元コードからホームページでご確認ください

● 乳幼児健診 ■ サロン・相談



問合先
津幡町 健康推進課
☎ 288-7926

ほのぼのサロン

身体計測、発達・生活・離乳食のお話・相談
受付：9時~9時30分

対象児	実施日
2024年 8月生まれ	4月 15日(火)
9月生まれ	5月 20日(火)
10月生まれ	6月 17日(火)
11月生まれ	7月 15日(火)
12月生まれ	8月 19日(火)
2025年 1月生まれ	9月 9日(火)
2月生まれ	10月 21日(火)
3月生まれ	11月 18日(火)
4月生まれ	12月 9日(火)
5月生まれ	1月 20日(火)
6月生まれ	2月 10日(火)
7月生まれ	3月 10日(火)

なかよしサロン

身体計測、発育や発達の相談、栄養相談
受付：9時~9時30分

対象児	実施日
2022年 11・12月生まれ	5月 13日(火)
2023年 1・2月生まれ	7月 8日(火)
3・4月生まれ	9月 2日(火)
5・6月生まれ	11月 11日(火)
7・8月生まれ	1月 13日(火)
9・10月生まれ	3月 3日(火)

幼児ころと言葉の発達相談

お子さまの言葉や発達が気になる方、育児に不安を感じている方を対象にした個別相談です。専門員を交えながら、遊びを通じて日頃の悩みを一緒に考えます。相談をご希望の方はご連絡ください。(予約制)

赤ちゃん・子ども相談

身体測定、発育・発達・栄養・授乳などの相談
受付：9時~11時

実施日	①	②
2025年 4月 8日(火)		4月 22日(火)
		5月 27日(火)
	6月 10日(火)	6月 24日(火)
		7月 29日(火)
	8月 5日(火)	8月 26日(火)
		9月 30日(火)
	10月 7日(火)	10月 28日(火)
		11月 25日(火)
	12月 2日(火)	12月 16日(火)
2026年		1月 27日(火)
	2月 3日(火)	2月 17日(火)
		3月 17日(火)

① 保健師・管理栄養士・助産師が相談をお受けします。
② 保健師・管理栄養士が相談をお受けします。